

2023年3月6日

## ひかりTV for docomo 利用規約

このたび、2023年4月12日をもって「ひかりTV for docomo 利用規約」を以下のとおり改定いたします。会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

### 改定する規約と新旧対照表

「ひかりTV for docomo 利用規約」(2023年4月12日改定版)

対象の条文	変更点	
第2条(32)	新	(32) 当社指定サービス：2023年4月11日以前には当社が別に定めるdTVご利用規約に基づき「dTV」の名称により、また2023年4月12日以降は当社が別に定めるLeminoご利用規約（以下「Leminoご利用規約」といいます。）に基づき「Lemino」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします。）により提供するインターネット通信網向け映像配信サービスをいいます。
	旧	(32) dTV：当社が「dTV」の名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします。）で提供するインターネット通信網向け映像配信サービスをいいます。
第3条9.と10.	追加	9. 本サービス月額基本利用契約を締結している本サービス契約者は、当該本サービス契約者のdアカウントにより、Leminoの月額基本契約（以下「Lemino月額基本契約」といいます。）の契約者が利用可能なサービスを、その利用に必要な料金を別途ご負担いただくことなくご利用いただけます。ただし、Leminoのご利用には、Leminoご利用規約に基づく利用登録が必要となります。なお、本項において「本サービス契約者のdアカウント」とは、本サービス利用契約の申込み時にdアカウントを特定して申し込んだ場合には当該dアカウントを、それ以外の方法で申し込んだ場合には第8項によりひかりTV for docomo対応受信装置とペアリングしたdアカウントをそれぞれ指すものとします。 10. 前項の定めにかかわらず、本サービス契約者による本サービス月額基本利用契約の解約その他本規約に定める事由により当該契約が終了した時点で、Lemino月額基本契約で利用可能なサービスはご利用いただけなく

		<p>なります。</p> <p>11. 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内に限られるものとし、海外で本サービスを利用してはならないものとし。なお、当社は、本サービス契約者等による本サービスの利用は、全て日本国内で行なわれたものとみなして取扱います。</p> <p>12. 一部のコンテンツ及び放送コンテンツについては年齢による閲覧制限があるため、本サービス契約者等によっては閲覧できない場合があります。</p> <p>13. 当社は、本サービス契約者等に予め通知することなく、本コンテンツ及び本サービスの内容（提供される各種情報を含みます。）及び仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止できるものとし。</p> <p>14. ひかりTV for docomo プラットフォーム上で利用可能な当社以外の事業者（指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者）が提供する映像コンテンツの利用に関しては、当該映像コンテンツを提供する指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者との間の第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件も併せて適用されます。なお、本規約と第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件が異なっている場合、特段の定めが無い限り、第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件が本規約に優先して適用されるものとし。</p> <p>*旧規約の8項と9項の間に2項を追加したことにより、9項以降の番号を変更</p>
第9条5.	新	<p>5. 本コンテンツのうち、dTVのロゴを付して提供される映像コンテンツ（以下「dTVコンテンツ」といいます。）又はLeminoのロゴを付して提供される映像コンテンツ（以下「Leminoコンテンツ」といいます。）に本サービス利用契約に適合しない点（本項及び次項において以下「契約不適合」といいます。）がある場合において当社が契約不適合に係る担保責任を負う期間は、本サービス契約者が当該dTVコンテンツ又はLeminoコンテンツをダウンロード（ストリーミング再生を含み、以下本条において同じとします。）した日の翌日から起算して3か月間とし、本サービス契約者は、当</p>

		<p>該期間内に当社に対し当社所定の方法によりご連絡された場合に限り、本サービス利用契約に適合する dTV コンテンツ又は Lemino コンテンツを再ダウンロードできます（再ダウンロードに要する通信料は本サービス契約者のご負担となります。）。ただし、本サービス契約者が本サービス利用契約に適合する dTV コンテンツ又は Lemino コンテンツを再ダウンロードできない場合、当社は、当該 dTV コンテンツのうちオプションコンテンツ（以下「dTV オプションコンテンツ」といいます。）又は Lemino コンテンツのうちオプションコンテンツ（以下「Lemino オプションコンテンツ」といいます。）に係るオプションコンテンツ対価相当額を当社所定の方法により本サービス契約者に返金します。</p>
	旧	<p>本コンテンツのうち、dTV のロゴを付して提供される映像コンテンツ（以下「dTV コンテンツ」といいます。）に本サービス利用契約に適合しない点（本項及び次項において以下「契約不適合」といいます。）がある場合において当社が契約不適合に係る担保責任を負う期間は、本サービス契約者が当該 dTV コンテンツをダウンロード（ストリーミング再生を含み、以下本条において同じとします。）した日の翌日から起算して 3 か月間とし、本サービス契約者は、当該期間内に当社に対し当社所定の方法によりご連絡された場合に限り、本サービス利用契約に適合する dTV コンテンツを再ダウンロードできます（再ダウンロードに要する通信料は本サービス契約者のご負担となります。）。ただし、本サービス契約者が本サービス利用契約に適合する dTV コンテンツを再ダウンロードできない場合、当社は、当該 dTV コンテンツのうちオプションコンテンツ（以下「dTV オプションコンテンツ」といいます。）に係るオプションコンテンツ対価相当額を当社所定の方法により本サービス契約者に返金します。</p>
第 9 条 6.	新	<p>6. オプションコンテンツのうち、dTV オプションコンテンツ又は Lemino コンテンツを除く映像コンテンツ（以下「その他オプションコンテンツ」といいます。）に契約不適合がある場合において当社が契約不適合に係る担保責任を負う期間は、本サービスにおいて当該その他オプションコンテンツが配信されている期間中に限るものとし、本サービス契約者は当該期間内に当社に対し当社所定の方法によりご連絡された場合に限り、当該その他オプションコンテンツを再視聴することができます（再視聴に要する通</p>

		<p>信料は本サービス契約者のご負担となります。)。ただし、本サービス契約者が当該その他オプションコンテンツを再視聴できない場合は、当社は、当該その他オプションコンテンツに係るオプションコンテンツ利用料金（当該その他オプションコンテンツにつき、月単位で設定されたオプションコンテンツ利用料金の支払を要するコンテンツについては1か月分のオプションコンテンツ利用料金とします。）を上限として、当該その他オプションコンテンツの対価相当額を当社所定の方法により本サービス契約者に返金します。</p>
	旧	<p>6. オプションコンテンツのうち、dTV オプションコンテンツを除く映像コンテンツ（以下「その他オプションコンテンツ」といいます。）に契約不適合がある場合において当社が契約不適合に係る担保責任を負う期間は、本サービスにおいて当該その他オプションコンテンツが配信されている期間中に限るものとし、本サービス契約者は当該期間内に当社に対し当社所定の方法によりご連絡された場合に限り、当該その他オプションコンテンツを再視聴することができます（再視聴に要する通信料は本サービス契約者のご負担となります。)。ただし、本サービス契約者が当該その他オプションコンテンツを再視聴できない場合は、当社は、当該その他オプションコンテンツに係るオプションコンテンツ利用料金（当該その他オプションコンテンツにつき、月単位で設定されたオプションコンテンツ利用料金の支払を要するコンテンツについては1か月分のオプションコンテンツ利用料金とします。）を上限として、当該その他オプションコンテンツの対価相当額を当社所定の方法により本サービス契約者に返金します。</p>
第11条2.	新	<p>本サービス契約者が、2023年4月11日以前に当社指定サービスの利用に係る契約を締結していた場合、本サービス月額基本利用契約を締結した時点で、当該当社指定サービスの利用に係る契約は自動的に解約されるものとし、この場合、当該解約日が属する月の本サービス、当社指定サービスの利用に係る料金（所定の利用規約に定める「個別利用料」を除きます。）として本サービス契約者が支払う金額の合計額は、第1項第1号に定める月額基本利用料金の額とします。</p>
	旧	<p>本サービス契約者が、当社との間で本サービス月額基本利用契約を締結した時点で、本サービスの他にdTVの利用に係る契約を締結していた場合、</p>

	<p>当該本サービス月額基本利用契約を締結した時点で、当該 dTV の利用に係る契約は自動的に解約されるものとします。この場合、当該解約日が属する月の本サービス、dTV の利用に係る料金（dTV については、当社が別途定める「dTV ご利用規約」に定める「個別利用料」を除きます。）として本サービス契約者が支払う金額の合計額は、第 1 項第 1 号に定める月額基本利用料金の額とします。</p>
--	---